

官報

号外 昭和六十二年十二月九日

○第百一十回参議院會議録第四号

昭和六十二年十二月九日(水曜日)

午前十時一分開議

○議事日程 第四号

昭和六十二年十二月九日

午前十時開議

第一 アメリカ合衆国の地先沖合における漁業に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する協定の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

第二 防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案(第百八回国会内閣提出 第百九回国会衆議院送付)

第三 防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案(第百八回国会内閣提出、第百九回国会衆議院送付)

○本日の會議に付した案件

一、国土審議会委員の選挙
一、国家公務員等の任命に関する件
以下 議事日程のとおり

昭和六十二年十二月九日 参議院會議録第四号

○議長(藤田正明君) これより會議を開きます。この際、国土審議会委員一名の選挙を行います。

○井上計君 国土審議会委員の選挙は、その手続を省略し、議長において指名することの動議を提出いたします。

○吉村貞事君 私は、ただいまの井上君の動議に賛成いたします。

○議長(藤田正明君) 井上君の動議に御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(藤田正明君) 御異議ないと認めます。よって、議長は、国土審議会委員に太田淳夫君を指名いたします。(拍手)

○議長(藤田正明君) この際、国家公務員等の任命に関する件についてお諮りいたします。

内閣から、原子力安全委員会委員に内田秀雄君、寺島東洋三君、内藤奎爾君及び宮永一郎君を、
科学技術會議議員に武安義光君及び森井清二君を、
社会保険審査委員会に佐分利輝彦君及び山縣晋作君を、

運輸審議会委員に安田道夫君を、
航空事故調査委員会委員に竹内和之君を、
また、日本放送協會経営委員会委員に天野敏三君、木本元敏君、佐藤欣子君及び林卓男君を任命することについて、本院の同意を求めてまいりました。

まず、原子力安全委員会委員のうち内田秀雄君、科学技術會議議員のうち森井清二君、社会保険審査委員会委員のうち佐分利輝彦君、運輸審議会委員及び日本放送協會経営委員会委員の任命について採決をいたします。

内閣申し出のとおり、いずれも同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(藤田正明君) 過半数と認めます。

よって、いずれも同意することに決しました。次に、原子力安全委員会委員のうち寺島東洋三君及び内藤奎爾君、社会保険審査委員会委員のうち山縣晋作君及び航空事故調査委員会委員の任命について採決をいたします。

内閣申し出のとおり、いずれも同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(藤田正明君) 総員起立と認めます。

よって、全会一致をもっていずれも同意することに決しました。次に、原子力安全委員会委員のうち宮永一郎君の任命について採決をいたします。

内閣申し出のとおり、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

よって、これに同意することに決しました。次に、科学技術會議議員のうち武安義光君の任命について採決をいたします。

内閣申し出のとおり、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(藤田正明君) 過半数と認めます。

よって、これに同意することに決しました。

○議長(藤田正明君) 日程第一 アメリカ合衆国の地先沖合における漁業に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する協定の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。外務委員長森山眞弓君。

審査報告書
アメリカ合衆国の地先沖合における漁業に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する協定の締結について承認を求めるの件

右は全会一致をもって承認すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。
昭和六十二年十二月八日
外務委員長 森山 眞弓
参議院議長 藤田 正明殿
要領書
一、委員会の決定の理由
この協定は、現行の日米漁業協定の有効期間

昭和六十二年十二月九日 参議院會議録第四号

アメリカ合衆国の地先沖合における漁業に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する協定の締結について承認を求めぬの件

が本年十二月三十一日に満了することにかんがみ、同協定を一部改正しつつその有効期間を二年間延長しようとするものであり、主な改正として、米国が、排他的経済水域として千九百八十二年三月十日の大統領宣言によつて示された水域を設定したことに言及すること、協定の目的として米国水産業の迅速かつ十分な発展及び米国地先沖合において我が国漁業が継続され得るための原則及び手続についての共通の了解を確立することを挙げることを定めている。この協定の締結により、米国地先沖合における我が国の漁業が引き続き確保されることとなるので、妥当な措置と認められた。

一、費用
別に費用を要しない。

アメリカ合衆国の地先沖合における漁業に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する協定の締結について承認を求めぬの件
右は本院において承認することを議決した。よつて国会法第八十三条により送付する。
昭和六十二年十二月八日

衆議院議長 原 健三郎
参議院議長 藤田 正明殿

アメリカ合衆国の地先沖合における漁業に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する協定の締結について承認を求めぬの件
アメリカ合衆国の地先沖合における漁業に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定

を改正する協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めぬ。

アメリカ合衆国の地先沖合における漁業に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する協定

日本国政府及びアメリカ合衆国政府は、千九百八十二年九月十日にワシントンで署名されたアメリカ合衆国の地先沖合における漁業に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定(以下「協定」という。)を改正することを希望し、

協定の有効期間を千九百八十九年十二月三十一日まで延長することを希望して、次のとおり協定した。

第一条
協定前文の第二段落を次のように改める。
合衆国が、その距岸二百海里の内側に、同国

がすべての魚類及び排他的漁業管理権を有する同国の排他的経済水域として千九百八十三年三月十日の大統領宣言によつて示された水域(以下「合衆国水域」という。)を設定したこと並びに合衆国が、同国に属する大陸棚の漁業資源に対して及び同国起源の溯河性魚種に対して排他的漁業管理権を行使していることを認め、

第二条
協定中「漁業保存水域」を「合衆国水域」に改める。

第三条
協定(附属書を含むもの)とし、前文の第二段落

及び第一条を除く。)中「排他的漁業管理権を行使する」とを「主権的権利又は排他的漁業管理権を行使する」に改める。

第四条
協定第一条を次のように改める。

第一条
この協定は、合衆国の地先沖合における両国政府が相互に関心を有する漁業における効果的な保存、合理的な管理及び最適生産の達成を促進すること、合衆国の水産業の迅速かつ十分な発展を容易にすること並びに合衆国が主権的権利又は排他的漁業管理権を行使する生物資源の日本国の国民及び漁船による漁獲が継続され得るための原則及び手続についての共通の了解を確立することを目的とする。

第五条
協定第四条中「魚種に影響する」を削る。

第六条
協定第五条2を次のように改める。

2 当該国が、合衆国の加工業者から魚類の製品(特に、当該国が割当てを要請している魚類の製品)を購入することにより現に存する及び新たな合衆国の水産物輸出の機会を増大することについて並びに合衆国の漁業者から魚類及びその製品(特に、当該国が割当てを要請している魚類及びその製品)を購入することにより水産物貿易の機会を増大することについて合衆国と協力しているかどうか並びにその協力の程度

第七条
協定第七条中「千九百七十八年四月二十五日に

東京で署名された議定書による改正」の下に「及び同国際条約の附属書の修正」を加える。

第八条
協定第九条の第四文を次のように改める。
合衆国政府は、当該許可証の発給及び合衆国水域内における漁獲に関し合衆国の法律に従つて料金の支払を要求することができる。

第九条
協定第十三条中次の改正を行う。

1 同条1中「所有者若しくは運航者」を「所有者、運航者若しくは乗組員」に改める。
2 同条2中「乗組員」を「運航者若しくは乗組員」に改め、同条3中「乗組員」を「運航者又は乗組員」に改める。

第十条
協定第十七条中「千九百八十七年十二月三十一日」を「千九百八十九年十二月三十一日」に改める。

第十一条
協定の附属書IIの次に次の7を加える。

7 承認された申請に追加的条件若しくは制限を付し、又は千九百七十六年のマグナソン漁業保存管理法(改正を含む。)の関係規定によつて日本国の国民及び漁船に課された条件に対する違反があつた場合に許可証の取消し若しくは停止を行う合衆国政府のいかなる行為も、合衆国の法律に従つて行われる。

第十二条
この協定は、両国政府によりそれぞれの国内法上の手続に従つて承認されなければならない。この協定は、その承認を通知する外交上の公文が交

換された日に効力を生じ、協定の有効期間中効力を有する。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

千九百八十七年十一月十日にワシントンで、ひとしく正文である日本語及び英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために

松永信雄

アメリカ合衆国政府のために

エドワード・E・ウルフ・ジュニア

〔森山眞弓君登壇、拍手〕

○森山眞弓君 ただいま議題となりました日米漁業協定を改正する協定につきまして、外務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

この協定は、現行の日米漁業協定の有効期間が本年十二月三十一日に満了することにかんがみ、来年一月一日以降も米国の地先沖合において我が国の漁業を継続できるように、現行協定を一部改正しつ、その有効期間を一九八九年末まで二年間延長しようとするものであります。

主な改正点といたしましては、米国がその距岸二百海里の内側に、排他的経済水域として、一九八三年三月の大統領宣言によって示された水域を設定したこととに言及していること、また、協定の目的に米国水産業の迅速かつ十分な発展を容易に

昭和六十二年十二月九日 参議院会議録第四号

することを加え、さらに、米国地先沖合での我が国漁業の継続に関する原則及び手続について共通の了解を確立することを目的として規定していることとであります。

委員会におきましては、米国が設定した排他的経済水域の概念、米国による対日漁獲割り当ての基準、洋上買付けの動向等につきまして質疑が行われましたが、詳細は会議録によって御承知を願います。

昨八日、質疑を終え、別に討論もなく、採決の結果、本件は全会一致をもって承認すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(藤田正明君) これより採決をいたします。本件を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(藤田正明君) 総員起立と認めます。

よって、本件は全会一致をもって承認することに決しました。

○議長(藤田正明君) 日程第二 防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案

日程第三 防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案

(いずれも第百八回国会内閣提出、第百九回国会衆議院送付)

日程第四 公文書館法案(内閣委員長提出) 以上三案を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告及び趣旨説明を求めます。内閣委員長名尾良孝君。

審査報告書

防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和六十二年十二月八日

内閣委員長 名尾 良孝

参議院議長 藤田 正明殿

要領書
一、委員会の決定の理由
本法律案は、自衛隊の任務遂行の円滑を図るため、自衛官の定数及び予備自衛官の員数を改める措置を講じようとするものであつて、おおむね妥当な措置と認めらる。

一、費用
本法律案施行のため、三億二千六百万円が昭和六十二年度一般会計予算に計上されている。

防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案(第百八回国会内閣提出、本院総務審査) 右の内閣提出案は本院において可決した。よつてこれを送付する。

昭和六十二年八月二十八日

衆議院議長 原 健三郎

参議院議長 藤田 正明殿

防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案

防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律

(防衛庁設置法の一部改正)
第一条 防衛庁設置法(昭和二十九年法律第百六十四号)の一部を次のように改正する。

第八条中「四万五千五百五十一人」を「四万五千七百九十人」に、「四万七千六十五人」を「四万七千三百三十二人」に、「二十七万二千七百六十八人」を「二十七万三千二百七十八人」に改める。

(自衛隊法の一部改正)

第二条 自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)の一部を次のように改正する。

第六十六条第二項中「四万四千九百人」を「四万六千四百人」に改める。

附則
この法律は、公布の日から施行する。

審査報告書

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案 右は多数をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和六十二年十二月八日

内閣委員長 名尾 良孝

参議院議長 藤田 正明殿

要領書
一、委員会の決定の理由
本法律案は、経済情勢の変化等にかんがみ、予備自衛官手当の月額を改定する措置を講じようとするものであつて、おおむね妥当な措置と

アメリカ合衆国政府との間の協定を改正する協定の締結につ

昭和六十二年十二月九日 参議院会議録第四号

防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案外二件

六六

認める。

一、費用

本法施行のため、三億三千六百万円が昭和六十二年一般会計予算に計上されている。

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案

(第百八回国会内閣提出、本院継続審査)

右の内閣提出案は本院において修正議決した。よつてこれを送付する。

昭和六十二年八月二十八日

衆議院議長 原 健三郎

参議院議長 藤田 正明殿

(小字及び一は衆議院修正)

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律

防衛庁職員給与法(昭和二十七年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

第二十四条の二第二項中「三千円」を「四千円」に改める。

附則

公布の日

この法律は、昭和六十二年四月一日から施行し、この法律による改正後の防衛庁職員給与法の規定は、昭和六十二年四月一日から適用する。

公文書館法案

右の議案を提出する。

昭和六十二年十二月八日

提出者

内閣委員長 名尾 良孝

参議院議長 藤田 正明殿

公文書館法

(目的)

第一条 この法律は、公文書等を歴史資料として保存し、利用に供することの重要性にかんがみ、公文書館に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「公文書等」とは、国又は地方公共団体が保管する公文書その他の記録(現用のものを除く。)をいう。

(責務)

第三条 国及び地方公共団体は、歴史資料として重要な公文書等の保存及び利用に関し、適切な措置を講ずる責務を有する。

(公文書館)

第四条 公文書館は、歴史資料として重要な公文書等を保存し、閲覧に供するとともに、これに関連する調査研究を行うことを目的とする施設とする。

2 公文書館には、館長、歴史資料として重要な公文書等についての調査研究を行う専門職員その他必要な職員を置くものとする。

第五条 公文書館は、国又は地方公共団体が設置する。

2 地方公共団体の設置する公文書館の当該設置に関する事項は、当該地方公共団体の条例で定めなければならない。

(資金の融通等)

第六条 国は、地方公共団体に対し、公文書館の設置に必要な資金の融通又はあつせんに努めるものとする。

(技術上の指導等)

第七条 内閣総理大臣は、地方公共団体に対し、その求めに応じて、公文書館の運営に関し、技術上の指導又は助言を行うことができる。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(専門職員についての特例)

2 当分の間、地方公共団体が設置する公文書館には、第四条第二項の専門職員を置かないことができる。

(総理府設置法の一部改正)

3 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

第四条第七号の次に次の一号を加える。

七の二 公文書館法(昭和六十二年法律第...号)の施行に関すること。

〔名尾良孝君登壇、拍手〕

○名尾良孝君 たいま議題となりました三法律案のうち、まず防衛関係二法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

両法律案は、第百八回国会に提出され、同国会では衆議院において、また、第百九回国会及び第百十回国会では本院において継続審査となつていたものであります。

防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案の内容は、第一に、艦艇の就役、航空機の取得及び日米防衛協力の推進等に伴い必要となる自

衛官の定数を確保するため、海上自衛隊二百三十九人、航空自衛隊二百六十七人、統合幕僚会議四人、合わせて五百十人増加し、自衛官の総定数を二十七万三千二百七十八人とすること、第二に、自衛隊の予備勢力を確保するため、予備自衛官の員数を陸上自衛隊千人、海上自衛隊二百人、航空自衛隊三百人、合わせて千五百人増加し、予備自衛官の総数を四万六千四百人としようとするものであります。

また、防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案の内容は、予備自衛官手当の月額を三千円から四千円に改定しようとするものであります。

なお、衆議院において第百九回国会で施行期日につき、所要の修正が行われております。

委員会におきましては、第百九回国会において熱心な審査が行われ、さらに、本国会においては竹下内閣総理大臣の出席を求めて質疑を行うなど慎重な審査が行われました。

その質疑の主な内容は、INP全廃交渉及び米ソ首脳会談に対する評価、駐留米軍に対する財政負担問題、自衛官の増員のあり方、予備自衛官制度の将来構想、防衛白書の内容、防衛計画の大綱をめぐる諸問題のほか、基地問題、洋上防空構想及びF5X選定問題等、広範多岐にわたっておりますが、その詳細は会議録により御承知願いたします。

採決により質疑を終局することを決定した後、討論に入りましたところ、日本社会党・護憲共同を代表して久保田理事より両案に反対、自由民主党を代表して板垣理事より両案に賛成、公明党・国民会議を代表して峯山委員より防衛庁設置法及び自衛隊法の一部改正案に反対、防衛庁職員給与

法の一部改正案に賛成、民社党・国民連合を代表して柳澤委員より両案に賛成、日本共産党を代表して吉川委員より両案に反対の旨の発言がありました。

討論を終わり、採決の結果、両法律案はいずれも多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、公文書館法案につきまして、提案の理由及びその要旨を御説明申し上げます。

歴史資料として重要な公文書等は、我が国の歴史を後代に伝えるための資料として不可欠なものであります。したがって、これを保存し、利用に供することが必要であり、そのための施設の整備が図られなければならないところであります。

我が国の公文書等の保存及び利用に関しては、昭和四十六年に、国の行政に関する公文書等の保存及び利用のための施設として、総理府に国立公文書館が設置され、また、近年、地方公共団体においても、公文書館、文書館等の名称で公文書等の保存及び利用のための施設の整備が図られてあるところであります。

しかしながら、現在、我が国においては、国及び地方公共団体が歴史資料として重要な公文書等を保存し、利用に供すべきことは法律上明確に規定されておらず、また、そのための施設に関する法律上の規定は存在しないのであります。その結果、我が国の歴史資料として重要な公文書等の保存及び利用の実態は、諸外国に比べて著しく立ちおくれたものとなり、さらに、残念なことには、多数の歴史資料として重要な公文書等が散逸、消滅しているのであります。

そこで、国及び地方公共団体が歴史資料として重要な公文書等を保存し、利用に供すべきこと、そして、そのための施設である公文書館に關し必要な事項を法律で規定することによって、歴史資料として重要な公文書等の保存及び利用の必要性を確保し、公文書館の整備を積極的に推進していく必要があると考える次第でございます。

本案は、公文書等の歴史資料としての重要性にかんがみ、これを保存し、広く国民の利用に供するための施設である公文書館に關し必要な事項を定めることを目的とするもので、その要旨は次のとおりであります。

第一に、国及び地方公共団体は、歴史資料として重要な公文書等の保存及び利用に關し、適切な措置を講ずる責務を有することとしております。

第二に、公文書館は、歴史資料として重要な公文書等を保存し、閲覧に供するとともに、これに關連する調査研究を行うことを目的とする施設とし、国または地方公共団体が設置するものとしております。

第三に、国は、地方公共団体に対し、公文書館の設置に必要な資金の融通またはあっせんを努めるもの等としております。

以上が本法律案の提案の理由及びその要旨であります。

なお、本案は、昨八日の内閣委員会において、全会一致をもって委員会提出の法律案とすることに決定したものであります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。(拍手)

○議長(藤田正明君) ただいま委員長報告があり

ました防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案及び防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案に対し、討論の通告がございます。発言を許します。久保田真直君。

〔久保田真直君登壇、拍手〕

○久保田真直君 私は、日本社会党・護憲共同を代表して、防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案並びに防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案に対し、反対の討論を行います。

理由の第一は、今日の国際情勢であります。まず、一九八五年のジュネーブ首脳会議以来進んでまいりました米ソの核兵器削減交渉が、今回ワシントンでの米ソ首脳会議において、中距離核戦力全廃の条約調印という歴史的な第一歩を踏み出したことを心から歓迎するものであります。この傾向をさらに発展させ、戦略核、化学兵器及び通常兵器の削減など、全面的軍縮の方向へ向かわせることが世界各国及び世界の人々がともに求めているものであります。

日本は、平和国家の立場からこの軍縮の方向を支持し、みずから積極的に努力すべき重大な責務を負っているものであります。自衛隊戦力の飛躍的増強を図ろうとする、その一環として打ち出されている本法案は、軍縮の流れに逆らうものと言わなければなりません。

理由の第二は、これまでたどってきた政府の危険な防衛政策であります。それは、日本列島不沈空母、三海峡封鎖などの発言に代表されたように、日本をアジアにおけるアメリカの対ソ戦略の最前線基地として提供するものであります。その上、トマホーク搭載艦の寄港容認、S D I 研究参加など、平和憲法の精神は

踏みにじられ、集団自衛権の禁止、武器輸出三原則、非核三原則という我が国の基本政策は次々に空洞化が図られてきたのであります。

さらに、国民的合意である防衛費のGNP一％枠さえ強大な防衛力整備の足かせになるとして撤廃され、国民や近隣諸国の懸念と批判を浴びてきました。その上、政府が新歯どめと称した五年間十八兆四千億円の総額明示方式が、一年もたたないうちにももう危うくなってきております。米軍駐留経費の軽減ということで、その経費を十八兆四千億の枠外で賄おうという声が政府・自民党の中に横行しております。これは国民に対する重大な裏切りであることを警告し、六十三年度予算案において一％枠を遵守することを要求するものであります。

国民に対しては、財政再建という名のもとに多くの我慢と負担を強いていながら、防衛費だけは聖域化してきた政府の言う安全保障とは、我が国を米国を中心とする西側諸国が軍事力によって連など東側諸国を抑え込む力の戦術の盾にするものであって、その本質的な危険性はますます明白であります。

私は、この際、政府が日本国憲法がその精神としている、軍事力によって平和は守れない、日本の平和は世界平和の中でしかあり得ないという本旨をしっかりと認識し、対米一辺倒の力による安全保障政策を是正するよう強く主張するものであります。

私たちは、審議の過程で、六十二年版防衛白書に登場しました「武力の行使と威嚇を役割とする軍事力の意義」なる解説に抗議をしてまいりました。私は、歴代内閣の憲法無視の政策が、ついに

昭和六十二年十二月九日 参議院会議録第四号

防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案外二件 担当証券業の規制等に関する法律案

このような軍事力至上主義の思想を防衛庁に言わしめたと重大なる危惧の念を示すとともに、このような憲法の容認し得ない考えの撤回を求めざるを得ないものと認めます。

さらに、白書は、防衛力整備の一つの限界であると説明してきた防衛計画の大綱について、別表ならず本文までも、状況により修正できるといふことを述べております。これはシーレーン防衛、洋上防空という最近の防衛力整備構想が、もはや政府みずからが示した限界では説明し切れないということを確認したものでありまして、近い将来、大綱を見直し、さらなる軍拡に着手するとの考えを示したものと認められ、到底認めるわけにはまいりません。

国民は、自然を破壊し、住宅の近くに軍事基地を建設することが平和への道とは思っておりません。我が国の安全保障は、戦闘機や軍艦や戦車やミサイルでは守れないことをよく知っておりません。私は、政府がこのような国民の声に真摯に耳を傾け、軍事優先の政策を即刻中止することを強く要望するものであります。

本法律案は、このような歴代内閣の防衛力増強政策の一環として自衛官及び予備自衛官の定員を増強しようとするものであり、強く反対するものであります。

私は、政府が憲法の定めを尊重し、真に国民のためになる政策を行うことを重ねて要求して、反対の討論を終わります。(拍手)

○議長(藤田正明君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(藤田正明君) これより採決をいたします。

まず、防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案の採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(藤田正明君) 過半数と認めます。

よって、本案は可決されました。

次に、防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案の採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(藤田正明君) 過半数と認めます。

よって、本案は可決されました。

次に、公文書館法案の採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(藤田正明君) 総員起立と認めます。

よって、本案は全会一致をもって可決されました。

○議長(藤田正明君) 日程第五 担当証券業の規制等に関する法律案(第九回国会内閣提出衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。大蔵委員長村上正邦君。

審査報告書

担当証券業の規制等に関する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

昭和六十二年十二月八日

大蔵委員長 村上 正邦

参議院議長 藤田 正明殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における担当証券業の状況にかんがみ、担当証券の購入者の保護を図るため、担当証券業を営む者について登録制度を実施し、その事業に対し必要な規制を行うことにより、その業務の適正な運営を確保しようとするものであつて、妥当な措置と認められる。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用

本法律案施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一、担当証券の購入者の保護を図るため、誇大広告の規制、契約締結時の書面の交付等の規定の運用に当つては、当該規定の趣旨が活かされるよう指導・監督すること。

一、担当証券の取引の健全な発展に資するため、担当証券保管機構の担当証券保管業務に対する監督について万全を期すること。

一、金融の自由化、国際化が進むなかで、大蔵省・財務行政の質的向上が重要であり、全般本法が施行されることを踏まえ、業務処理体制等の一層の見直しを行うことにより、業務の効率的、重点的運用に努めるとともに、業務量に見合った財務局職員の要員の確保に努めること。

右決議する。

担当証券業の規制等に関する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。
昭和六十二年九月十日

衆議院議長 原 健三郎

参議院議長 藤田 正明殿

担当証券業の規制等に関する法律案

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 登録(第三条―第十一条)

第三章 業務(第十二条―第十九条)

第四章 監督(第二十条―第二十六条)

第五章 担当証券保管機構(第二十七条―第三十七條)

第六章 担当証券業協会(第三十八條―第四十条)

第七章 雑則(第四十一条―第四十七条)

第八章 罰則(第四十八條―第五十五条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、担当証券業を営む者について登録制度を実施し、その事業に対し必要な規制を行うことにより、その業務の適正な運営を確保し、もつて担当証券の購入者の保護を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「抵当証券業」とは、抵当証券法(昭和六年法律第十五号)第一条第一項に規定する抵当証券(以下「抵当証券」という。)の販売(販売の代理又は媒介を含む。以下同じ。)で業として行うものをいう。ただし、他の法律の規定でこれにより抵当証券の購入者の保護が図られるものの適用を受ける者として政令で定める者が行うものを除く。

2 この法律において「抵当証券業者」とは、次条の登録を受けて抵当証券業を営む法人をいう。

(登録)

第三条 抵当証券業は、大蔵大臣の登録を受けた法人でなければ、営んではならない。

(登録の申請)

第四条 前条の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した登録申請書を大蔵大臣に提出しなければならない。

- 一 商号又は名称
 - 二 営業所又は事務所の名称及び所在地
 - 三 資本又は出資の額、役員の名氏及び住所並びに政令で定める使用人があるときは、その者の氏名及び住所
 - 四 業務の種類及び方法
 - 五 他に事業を行つてゐるときは、その事業の種類
 - 六 その他大蔵省令で定める事項
- 2 前項の登録申請書には、第六条第一項各号に該当しないことを誓約する書面その他大蔵省令で定める書類を添付しなければならない。

(登録の実施)

第五条 大蔵大臣は、第三条の登録の申請があつたときは、次条第一項の規定によりその登録を拒否する場合は、次に掲げる事項を抵当証券業者登録簿に登録しなければならない。

- 一 前条第一項各号に掲げる事項
- 二 登録年月日及び登録番号
- 三 大蔵大臣は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を登録申請者に通知しなければならない。
- 四 大蔵大臣は、抵当証券業者登録簿を公衆の縦覧に供しなければならない。

(登録の拒否)

第六条 大蔵大臣は、登録申請者が次の各号のいづれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類のうち重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

- 一 法人でない者
- 二 資本又は出資の額が抵当証券の購入者を保護するため必要かつ適当と認められる金額として政令で定める金額に満たない法人
- 三 他の抵当証券業者が現に用いてゐる商号若しくは名称と同一の商号若しくは名称又は他の抵当証券業者と誤認されるおそれのある商号若しくは名称を用いようとする法人
- 四 第二十四条第一項の規定により第三条の登録を取り消され、その取消の日から三年を経過しない法人
- 五 この法律、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和二十九年法律

第九十五号)又は貸金業の規制等に関する法律(昭和五十八年法律第三十二号)の規定により罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しない法人

- 六 役員又は政令で定める使用人のうちに次のいづれかに該当する者のある法人
 - イ 禁治産者又は準禁治産者
 - ロ 破産者で復権を得ないもの
 - ハ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しない者
- ニ この法律、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律若しくは貸金業の規制等に関する法律の規定に違反し、又は刑法(明治四十年法律第四十五号)第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条ノ二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律(大正十五年法律第六十号)の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終り、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しない者
- ホ 抵当証券業者が第二十四条第一項の規定により第三条の登録を取り消された場合において、その処分の日から三十日以内において、その処分の日から三年を経過しないもの
- 七 抵当証券業を適確に遂行するに足る財産的基礎及び人的構成を有しない法人

大蔵大臣は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

(登録の有効期間)

第七条 第三条の登録の有効期間は、登録の日から起算して三年とする。

(有効期間の更新の登録)

第八条 第三条の登録の有効期間(この項の規定による有効期間の更新の登録を受けた場合における当該有効期間の更新の登録に係る同条の登録の有効期間を含む。以下同じ。)の満了の後引き続き当該登録に係る抵当証券業を営もうとする者は、大蔵省令で定めるところにより、大蔵大臣の行う有効期間の更新の登録を受けなければならないものとする。

2 第四条から前条までの規定は、有効期間の更新の登録について準用する。この場合において、第五条第一項中「登録年月日及び登録番号」とあるのは、「有効期間の更新の旨及び有効期間の更新の登録の年月日」と読み替へるものとする。

3 第三条の登録の有効期間の満了の日までに有効期間の更新の登録の申請があつた場合において、その申請について前項において準用する第五条第二項又は第六条第二項の通知があるまでの間は、当該申請に係る第三条の登録は、同条の登録の有効期間の満了後も、なおその効力を有する。

4 前項の場合において、有効期間の更新の登録がなされたときは、当該有効期間の更新の登録に係る第三条の登録の有効期間は、従前のその登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

(変更の届出)

第九条 抵当証券業者は第四条第一項各号に掲げ

る事項に変更があつたときは、その日から二週間以内、その旨を大蔵大臣に届け出なければならぬ。

2 大蔵大臣は、前項の規定による届出を受理したときは、届出があつた事項を抵当証券業者登録簿に登録しなければならない。

(廃業の届出等)

第十条 抵当証券業者が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該各号に掲げる者は、その日から三十日以内に、その旨を大蔵大臣に届け出なければならない。

一 合併により消滅したとき。その法人を代表する役員であつた者
二 破産により解散したとき。その破産管財人

三 合併及び破産以外の理由により解散したとき。その清算人

四 抵当証券業を廃止したとき。抵当証券業者であつた法人を代表する役員

2 抵当証券業者が前項各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該抵当証券業者の第三条の登録は、その効力を失う。

(登録免許税及び手数料)

第十一条 第三条の登録を受けようとする者は、登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の定めるところにより登録免許税を、第八条第一項の有効期間の更新の登録を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を、それぞれ納めなければならない。

第三章 業務

(標識の掲示)

第十二条 抵当証券業者は、営業所又は事務所と

とに、公衆の見やすい場所に、大蔵省令で定める様式の標識を掲示しなければならない。

2 抵当証券業者以外の者は、前項の標識又はこれに類似する標識を掲示してはならない。

(名義貸しの禁止)

第十三条 抵当証券業者は、自己の名義をもつて、他人に抵当証券業を営ませてはならない。

(広告の規制)

第十四条 抵当証券業者は、その行う抵当証券業に関して広告をするときは、その者の信用、抵当証券に記載された債権の元本及び利息の支払の確実性その他の大蔵省令で定める事項について、著しく事実と相違する表示をし、又は著しく人を誤認させるような表示をしてはならない。

(契約締結前の書面の交付)

第十五条 抵当証券業者は、抵当証券の販売に係る契約(抵当証券の販売並びにこれに伴う抵当証券に記載された債権の元本及び利息の弁済の受領、抵当証券の保管その他の大蔵省令で定める事項を内容とする契約をいう。以下同じ。)を締結しようとするときは、大蔵省令で定めるところにより、次に掲げる事項を明らかにする書面を事前に顧客に交付しなければならない。

一 抵当証券業者の商号又は名称及び住所

二 抵当証券の販売に係る契約の内容及び履行に関する事項であつて大蔵省令で定めるもの

三 前二号に掲げるもののほか、大蔵省令で定める事項

(契約締結時の書面の交付)

第十六条 抵当証券業者は、抵当証券の販売に係る契約を締結したときは、遅滞なく、大蔵省令で定めるところにより、次に掲げる事項について当該契約の内容を明らかにする書面を抵当証券の購入者に交付しなければならない。

一 抵当証券業者の商号又は名称及び住所

二 契約年月日

三 抵当証券に記載された事項のうち、証券の番号、登記所の表示、証券作成の年月日、債権の元本及びその弁済期その他の大蔵省令で定める事項

四 抵当証券に記載された債権の元本及び利息の弁済の受領に関する定めがあるときは、その内容

五 抵当証券の保管に関する定めがあるときは、その内容

六 前各号に掲げるもののほか、大蔵省令で定める事項

(書類の閲覧)

第十七条 抵当証券業者は、大蔵省令で定めるところにより、当該抵当証券業者の業務及び財産の状況を記載した書類並びに販売を行った抵当証券に関する書類を、営業所又は事務所ごとに備え置き、顧客の求めに応じ、閲覧させなければならない。

(抵当証券の保管の禁止等)

第十八条 抵当証券業者は、抵当証券の購入者の保護に欠けるおそれがない場合として大蔵省令で定める場合を除き、販売を行った抵当証券を自ら保管し、又は第二十七条第二項に規定する抵当証券保管機構以外の者をして保管させてはならない。

2 抵当証券業者が販売を行った抵当証券について

第三十条に規定する保管証を受領したときは、当該保管証を遅滞なく抵当証券の購入者に引き渡さなければならない。

(禁止行為)

第十九条 抵当証券業者又はその代表者若しくは代理人、使用人その他の従業者は、その行う抵当証券業に関して、次に掲げる行為をしてはならない。

一 抵当証券の販売に係る契約の締結又は解除に関する、偽計を用い、又は暴行若しくは脅迫をすること。

二 その他他抵当証券の購入者の保護に欠けるものとして大蔵省令で定める行為

第四章 監督

(業務に関する帳簿書類)

第二十条 抵当証券業者は、大蔵省令で定めるところにより、その業務に関する帳簿書類を作成し、これを保存しなければならない。

(事業報告書の提出)

第二十一条 抵当証券業者は、事業年度ごとに、大蔵省令で定める様式により、事業報告書を作成し、毎事業年度経過後三月以内に、これを大蔵大臣に提出しなければならない。

(立入検査等)

第二十二条 大蔵大臣は、この法律の施行に必要な限度において、抵当証券業者に対し、その業務若しくは財産に関して報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に、抵当証券業者の営業所若しくは事務所立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならぬ。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(業務改善命令)

第二十三条 大蔵大臣は、抵当証券業者の業務の運営に関し、抵当証券の購入者の利益を害する事実があると認めるときは、購入者の保護のため必要な限度において、当該抵当証券業者に対し、業務の方法の変更その他業務の運営の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができ。

2 大蔵大臣は、前項の規定による処分をしようとするときは、あらかじめ、大蔵省令で定めるところにより、当該抵当証券業者にその処分事由を通知し、弁明及び証拠の提出の機会を与えなければならない。

(登録の取消し等)

第二十四条 大蔵大臣は、抵当証券業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第三条の登録を取り消し、又は六月以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 第六条第一項第二号、第三号、第五号又は第六号に該当することとなつたとき。
- 二 不正の手段により第三条の登録又は第八条第一項の有効期間の更新の登録を受けたとき。
- 三 この法律若しくはこの法律に基づく命令又は

はこれらに基づく処分に違反したとき。

2 大蔵大臣は、抵当証券業者の営業所若しくは事務所の所在地を確知できないとき、又は当該抵当証券業者を代表する役員の前所在を確知できないときは、大蔵省令で定めるところにより、その事実を公告し、その公告の日から三十日を経過しても当該抵当証券業者から申出がないときは、当該抵当証券業者の第三条の登録を取り消すことができる。

3 前条第二項の規定は、第一項の規定による処分をしようとする場合に準用する。

(登録の抹消)

第二十五条 大蔵大臣は、第三条の登録の有効期間(第八条第三項に規定する場合にあつては、同項の規定によりなお効力を有することとされる期間を含む)が満了したとき、第十条第二項の規定により第三条の登録がその効力を失つたとき、又は前条第一項若しくは第二項の規定により第三条の登録を取り消したときは、当該登録を抹消しなければならない。

(監督処分公告)

第二十六条 大蔵大臣は、第二十四条第一項又は第二項の規定による処分をしたときは、大蔵省令で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

第五章 抵当証券保管機構

(指定)

第二十七条 大蔵大臣は、次の各号に掲げる要件を備える者の申請があつた場合において、その者が次条第一項各号に掲げる業務の全部(以下「保管等事業」という。)を適正かつ確実に行うことができると認められるときは、この章の定め

るところにより保管等事業を行う者として、指定することができる。

一 申請者が民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された法人であること。

二 申請者が第三十六条第一項の規定により指定を取り消され、その取消の日から五年を経過しない者でないこと。

三 申請者の役員のうち、第六条第一項第六号イからホまでのいずれかに該当する者がないこと。

2 大蔵大臣は、前項の指定をしたときは、指定した者(以下「抵当証券保管機構」という。)の名称、住所及び事務所の所在地を官報で公示しなければならない。

3 抵当証券保管機構は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を大蔵大臣に届けなければならない。

4 大蔵大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を官報で公示しなければならない。

(抵当証券保管機構の業務)

第二十八条 抵当証券保管機構は、この章の定めるところにより、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 抵当証券業者の販売に係る抵当証券の保管に関する事。
- 二 抵当証券保管機構の保管に係る抵当証券に記載された債権の元本及び利息の弁済の受領に関する事。
- 三 抵当証券に関する取引の健全な発展を図る

ための調査及び研究を行うこと。

2 抵当証券保管機構は、大蔵省令で定めるところにより、その業務の一部を、大蔵大臣の承認を受けて、他の者に委託することができる。

(業務規程)

第二十九条 抵当証券保管機構は、保管等事業の実施に関する規程(以下この条及び第三十二条第二項において「業務規程」という。)を定め、大蔵大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 業務規程には、抵当証券の保管に関する事項その他大蔵省令で定める事項を定めなければならない。

3 大蔵大臣は、第一項の認可をした業務規程が保管等事業の適正かつ確実な運営上不適当なものとなつたと認めるときは、その変更を命ずることができ。

(保管証の発行)

第三十条 抵当証券保管機構は、抵当証券の保管をするときは、大蔵省令で定めるところにより、当該抵当証券の保管を証する書面(第五十一条第四号において「保管証」という。)を発行しなければならない。

(事業計画等)

第三十一条 抵当証券保管機構は、毎事業年度開始前に(第二十七条第一項の指定を受けた日の後速やかに)、事業計画及び収支予算を作成し、大蔵大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 抵当証券保管機構は、毎事業年度経過後三月以内に、事業報告書、貸借対照表、収支決算書

及び財産目録を作成し、大蔵大臣に提出しなればならない。

(役員)の選任及び解任)

第三十二条 抵当証券保管機構の役員を選任及び解任は、大蔵大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 大蔵大臣は、抵当証券保管機構の役員が、この法律、この法律に基づく命令若しくは処分若しくは業務規程に違反する行為をしたとき、又はその在任により抵当証券保管機構が第二十七条第一項第三号に掲げる要件に適合しなくなるときは、当該抵当証券保管機構に対し、その役員を解任すべきことを命ずることができる。

(秘密保持義務等)

第三十三条 抵当証券保管機構の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、保管等事業に關して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 保管等事業に従事する抵当証券保管機構の役員及び職員は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(立入検査等)

第三十四条 大蔵大臣は、この章の規定の施行に必要な限度において、抵当証券保管機構に対し、その業務若しくは財産に關して報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に、抵当証券保管機構の事務所に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 第二十二條第二項及び第三項の規定は、前項

の規定による立入検査について準用する。

(監督命令)

第三十五条 大蔵大臣は、この章の規定を施行するため必要があると認めるときは、抵当証券保管機構に対し、監督上必要な命令をすることができる。

(指定の取消し)

第三十六条 大蔵大臣は、抵当証券保管機構が次の各号のいずれかに該当するときは、第二十七条第一項の指定を取り消すことができる。

一 保管等事業を適正かつ確実に運営することができなると認められるとき。

二 この法律、この法律に基づく命令又は第二十九条第一項若しくは第三十一条第一項の規定により認可を受けた事項に違反したとき。

三 第二十九条第三項、第三十二條第二項又は前条の規定による処分違反したとき。

2 第二十三條第二項の規定は、前項の規定による処分をしようとする場合に準用する。

3 大蔵大臣は、第一項の規定により第二十七条第一項の指定を取り消したときは、その旨を官報で公示しなければならない。

(指定を取り消した場合等における経過措置)

第三十七条 前条第一項の規定により第二十七条第一項の指定を取り消した場合又は抵当証券保管機構が解散した場合における第二十八條第一項第一号及び第二号に掲げる業務に關する所要の経過措置(罰則に關する経過措置を含む)は、合理的に必要と判断される範囲内において、政令で定めることができる。

第六章 抵当証券業協会

(抵当証券業協会)

第三十八条 抵当証券業者は、抵当証券の購入者の保護を図るとともに、抵当証券の健全な発展に資することを目的として、抵当証券業者を会員とし、その名称中に「抵当証券業協会」という文字を用いる民法第三十四条の規定による法人を設立することができる。

2 前項に規定する法人(以下この章において「協会」という)は、会員の名簿を公衆の縦覧に供しななければならない。

(名称の使用制限)

第三十九条 協会でない者は、その名称中に「抵当証券業協会」という文字を用いてはならない。

2 協会に加入していない者は、その名称中に「抵当証券業協会」という文字を用いてはならない。

(協会の業務)

第四十条 協会は、その目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

一 抵当証券業を営むに当たり、この法律その他の法令の規定を遵守させるための会員に対する指導、勧告その他の業務

二 会員の営む抵当証券業に關し、契約の内容の適正化その他の抵当証券の購入者の保護を図るため必要な指導、勧告その他の業務

三 会員の営む抵当証券業の業務に対する抵当証券の購入者等からの苦情の解決

四 抵当証券の購入者に対する広報その他協会の目的を達成するため必要な業務

(苦情の解決)

第四十一条 協会は、抵当証券の購入者等から会

員の営む抵当証券業の業務に關する苦情について解決の申出があつたときは、その相談に應じ、申出人に必要な助言をし、その苦情に係る事情を調査するとともに、当該会員に対しその苦情の内容を通知してその迅速な処理を求めなければならない。

2 協会は、前項の申出に係る苦情の解決について必要があると認めるときは、当該会員に対し、文書若しくは口頭による説明を求め、又は資料の提出を求めることができる。

3 会員は、協会から前項の規定による求めがあつたときは、正当な理由がないのに、これを拒んではならない。

4 協会は、第一項の申出、当該苦情に係る事情及びその解決の結果について会員は周知させなければならない。

(大蔵大臣に対する協力)

第四十二条 大蔵大臣は、第二章から第四章までの規定の円滑な実施を図るため、大蔵省令で定めるところにより、これらの規定に基づく資料の提出、届出その他必要な事項について、協会に協力させることができる。

(立入検査等)

第四十三条 大蔵大臣は、この章の規定の施行に必要な限度において、協会に対し、その業務若しくは財産に關して報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に、協会の事務所に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 第二十二條第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第七章 雜則

(登録の取消し等に伴う取引の結了)

第四十四条 抵当証券業者について、第三条の登録の有効期間(第八条第三項に規定する場合にあつては、同項の規定によりなお効力を有することとされる期間を含む。)が満了したとき、第十条第二項の規定により第三条の登録が効力を失つたとき、又は第二十四条第一項若しくは第二項の規定により第三条の登録が取り消されたときは、当該抵当証券業者であつた者又はその一般承継人は、当該抵当証券業者が締結した抵当証券の販売に係る契約に基づく取引を結了する目的の範囲内においては、なお抵当証券業者とみなす。

(権限の委任)

第四十五条 大蔵大臣は、政令で定めるところにより、この法律による権限の一部を財務局長又は財務支局長に行わせることができる。

(大蔵省令への委任)

第四十六条 この法律に定めるもののほか、この法律を実施するため必要な事項は、大蔵省令で定める。

(経過措置)

第四十七条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要とされる範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

第八章 罰則

第四十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰

金に処じ、又はこれを併科する。

一 第三条の登録を受けずに抵当証券業を営んだ者

二 不正の手段により第三条の登録又は第八条第一項の有効期間の更新の登録を受けた者

三 第十三条の規定に違反して、他人に抵当証券業を営ませた者

四 第十九条の規定に違反して、同条第一号に掲げる行為をした者

第四十九条 第二十四条第一項の規定による業務の停止の命令に違反して業務を営んだ者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第五十条 第三十三条第一項の規定に違反して、保管等事業に関して知り得た秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第五十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第十四条の規定に違反して、著しく事実と相違する表示をし、又は著しく人を誤認させるような表示をした者

二 第十五条又は第十六条の規定に違反して、書面を交付せず、又はこれらの規定に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付した者

三 第十八条第一項の規定に違反して、販売を行つた抵当証券を自ら保管し、又は抵当証券保管機構以外の者をして保管させた者

四 第十八条第二項の規定に違反して、保管証券を抵当証券の購入者に引き渡さなかつた者

第五十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第四条第一項(第八条第二項において準用する場合を含む。)の登録申請書又は第四条第二項(第八条第二項において準用する場合を含む。)の書類に虚偽の記載をして提出した者

二 第九条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三 第十二条第一項の規定に違反して、大蔵省令で定める様式の標識を掲示しなかつた者

四 第十二条第二項の規定に違反して、同条第一項の規定による標識又はこれに類似する標識を掲示した者

五 第十七条の規定に違反して、書類を備え置かず、若しくは顧客の求めに応じて閲覧させず、又は虚偽の記載のある書類を備え置き、若しくは顧客に閲覧させた者

六 第二十条の規定による帳簿書類の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の帳簿書類の作成をした者

七 第二十一条の規定による事業報告書を提出せず、又は虚偽の記載をした事業報告書を提出した者

八 第二十二条第一項、第三十四条第一項又は第四十三条第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の資料の提出をし、これらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

九 第二十三条第一項の規定による命令に違反した者

第三十九条第二項の規定に違反して、その名称中に抵当証券業協会会員という文字を用いた者

第五十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第四十八条、第四十九条及び前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第五十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の過料に処する。

一 第十条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第三十五条の規定による命令に違反した者

三 第三十八条第二項の規定に違反して、同項の会員の名簿を公衆の縦覧に供しない者

第五十五条 第三十九条第一項の規定に違反して、その名称中に抵当証券業協会という文字を用いた者は、十万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第五章(第三十条を除く。)の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に抵当証券業を営んでいる法人は、この法律の施行の日から六月間(当該期間内に第六条第一項の規定による登録の拒否の処分があつたとき、又は次項の規定により読み替えて適用される第二十四条第一項の規定により抵当証券業の廃止を命じられたと

きは、当該処分があつた日又は当該廃止を命じられた日までの間は、第三条の規定にかかわらず、引き続き抵当証券業を営むことができず、その法人がその期間内に当該登録の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について登録又は登録の拒否の処分があるまでの間も、同様とする。

2 前項の規定により引き続き抵当証券業を営むことができる場合においては、その者を抵当証券業者とみなして、第十四条から第二十三条まで、第二十四条第一項(第二号を除く。)及び第三項、第二十八条第一項第一号並びに第四十四条の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)を適用する。この場合において、第二十四条第一項中「第三条の登録を取り消し」とあるのは「抵当証券業の廃止を命じ」と、「第六条第一項第二号、第三号、第五号又は第六号」とあるのは「第六条第一項第五号又は第六号」と、第四十四条中「第三条の登録の有効期間(第八条第三項に規定する場合にあつては、同項の規定によりなお効力を有することとされる期間を含む。)」が満了したとき、第十条第二項の規定により第三条の登録が効力を失つたとき、又は第二十四条第一項若しくは第二項の規定により第三条の登録が取り消されたときは」とあるのは、「この法律の施行の日から六月間を経過したとき、第六条第一項の規定による登録の拒否の処分があつたとき、第十条第一項各号のいずれかに該当するこ

ととなつたとき、又は附則第二条第二項の規定により読み替えて適用される第二十四条第一項の規定により抵当証券業の廃止を命じられたときは」と、第四十八条第一号中「第三条の登録を受けない」とあるのは「附則第二条第二項の規定により読み替えて適用される第二十四条第一項の規定による抵当証券業の廃止の命令に違反して」とする。

3 前項の規定により読み替えて適用される第二十四条第一項の規定により抵当証券業の廃止が命じられた場合における第六条第一項の規定の適用については、当該廃止を命じられた法人を第二十四条第一項の規定により第三条の登録を取り消された法人と、当該廃止を命じられた日を第二十四条第一項の規定による第三条の登録の取消の日とみなす。

第三条 第十六条の規定は、この法律の施行前に締結された抵当証券の販売に係る契約については、適用しない。

第四条 第十八条第一項の規定は、この法律の施行前に販売が行われた抵当証券の当該販売に係る保管については、適用しない。

第五条 貸金業の規制等に関する法律の一部を次のように改正する。

第二十四条第一項中「この項の規定(」の下に「抵当証券法(昭和六年法律第十五号)第一条第

一項に規定する抵当証券に記載された債権については第十七条の規定を除き、」を加え、同条第二項中「前項の規定」の下に「(抵当証券法第一条第一項に規定する抵当証券に記載された債権については、第十七条の規定を除く。)」を加える。

二十四の三	抵当証券業者の登録	登録件数	一件につき十五万円
抵当証券業の規制等に関する法律(昭和六十二年法律第十五号)第三条(登録)の抵当証券業者の登録			

(大蔵省設置法の一部改正)

第七条 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第四百十四号)の一部を次のように改正する。

第四十条第九十七号の次に次の三号を加える。

九十七の二 抵当証券業(抵当証券業の規制等に関する法律(昭和六十二年法律第

号)に規定する抵当証券業をいう。次条登録及び監督に関すること。

九十七の三 抵当証券保管機構の指定及び監督に関すること。

九十七の四 抵当証券業協会の監督に関すること。

第五十条第三十五号の次に次の一号を加える。

三十五の二 抵当証券業を営む者を登録し、これを監督すること。

○村上正邦君 拍手
ただいま議題となりました抵当証

(登録免許税法の一部改正)
第六条 登録免許税法の一部を次のように改正する。
別表第一第二十四号の二の次に次の一号を加える。

券業の規制等に関する法律案につきまして、大蔵委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。
本法律案は、最近における抵当証券業の状況にかんがみ、抵当証券の購入者の保護を図るため、抵当証券業を営む者について登録制度を実施し、その事業に対し必要な規制を行うことにより、その業務の適正な運営を確保しようとするものであります。

委員会におきましては、抵当証券の購入者保護の観点から、抵当証券業に対する行為規制のあり方、抵当証券業者の健全経営の具体策、抵当証券保管機構のあり方、また、新規業務がふえていく中で財務局職員の要員の確保等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。質疑を終了し、討論なく、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されました。
以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(藤田正明君) これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(藤田正明君) 総員起立と認めます。

よって、本案は全会一致をもって可決されました。

本日はこれにて散会いたします。

午前十時二十七分散会

出席者は左のとおり。

議長	藤田 正明君
副議長	瀬谷 英行君

議員	及川 順郎君	村上 公人君
	勝木 健司君	平野 清君
	刈田 貞子君	猪熊 重二君
	橋本孝一郎君	木本平八郎君
	青木 茂君	鶴岡 洋君
	中野 鉄造君	馬場 富君
	小西 博行君	坂山 映子君
	松岡清壽男君	中野 明君
	峯山 昭範君	井上 計君

山田 勇君	星 長治君
林 健太郎君	太田 淳夫君
三木 忠雄君	飯田 忠雄君
和田 教美君	柳澤 鍊造君
三治 重信君	降矢 敬義君
塩出 啓典君	高桑 栄松君
中西 珠子君	栗林 卓司君
関 嘉彦君	下条進一郎君
北 修二君	多田 省吾君
黒柳 明君	高木健太郎君
伏見 康治君	藤井 恒男君
田淵 哲也君	三池 信君
徳永 正利君	青島 幸男君
西川 潔君	佐藤謙一郎君
下村 泰君	喜屋武眞榮君
山田耕三郎君	二木 秀夫君
本村 和喜君	前島英三郎君
宮島 滉君	矢野俊比古君
吉川 芳男君	石井 道子君
添田増太郎君	守住 有信君
菅根田郁夫君	志村 哲良君
工藤万砂美君	海江田鶴造君
大浜 方栄君	井上 裕君
井上 孝君	遠藤 政夫君
堀江 正夫君	増岡 康治君
最上 進君	森田 重郎君
田代由紀男君	大河原太一郎君
高平 公友君	成相 善十君

金丸 三郎君	伊江 朝雄君
後藤 正夫君	佐々木 満君
沢田 一精君	長谷川 信君
嶋崎 均君	熊谷太三郎君
加藤 武徳君	植木 光教君
木村 睦男君	服部 安司君
石本 茂君	長田 裕二君
鈴木 省吾君	井上 吉夫君
梶木 又三君	浦田 勝君
岡野 裕君	倉田 寛之君
佐藤栄佐久君	杉元 恒雄君
宮崎 秀樹君	松浦 幸治君
福田 幸弘君	野沢 太三君
永野 茂門君	永田 良雄君
寺内 弘子君	青木 幹雄君
上杉 光弘君	小野 清子君
大塚清次郎君	木宮 和彦君
吉村 眞事君	柳川 覺治君
石井 一二君	大城 眞順君
宮澤 弘君	杉山 令肇君
藤井 孝男君	向山 一人君
仲川 幸男君	出口 廣光君
水谷 力君	谷川 寛三君
岩上 二郎君	前田 勲男君
松尾 官平君	板垣 正君
坂野 重信君	山本 富雄君
岩崎 純三君	真鍋 賢二君
山東 昭子君	斎藤栄三郎君

土屋 義彦君	山内 一郎君
西村 尚治君	初村滝一郎君
松垣徳太郎君	中西 一郎君
世耕 政隆君	山崎 竜男君
河本嘉久蔵君	古賀雷四郎君
竹山 裕君	藤野 賢二君
吉川 博君	秋山 肇君
野末 陳平君	中曾根弘文君
高橋 清孝君	田辺 哲夫君
山本 正和君	久世 公麿君
香掛 哲男君	斎藤 文夫君
下稻葉耕吉君	鈴木 貞敏君
久保田眞苗君	森山 眞弓君
小島 静馬君	村上 正邦君
松浦 功君	福田 宏一君
名尾 良孝君	高木 正明君
小川 仁一君	岩本 政光君
大木 浩君	岡部 三郎君
梶原 清君	川原新次郎君
関口 恵造君	田沢 智治君
高杉 勉忠君	大鷹 淑子君
岡田 広君	大島 友治君
遠藤 要君	林 道君
平井 卓志君	浜本 万三君
林田悠紀夫君	中村 太郎君
堀内 俊夫君	原 文兵衛君
志村 愛子君	斎藤 十朗君
坂元 親男君	小山 一平君

<p>政府委員</p> <p>科学技術政務次官 竹山 裕君</p> <p>防衛庁長官 (内閣官房長官) 瓦 力君</p> <p>風務大臣 瓦 力君</p>	<p>國務大臣</p> <p>外務大臣 宇野 宗佑君</p> <p>大蔵大臣 宮澤 喜一君</p> <p>内閣官房長官 (内閣官房長官) 小淵 恵三君</p>	<p>一井 淳治君 千葉 景子君</p> <p>田淵 勲二君 吉川 春子君</p> <p>内藤 功君 渡辺 四郎君</p> <p>及川 一夫君 山口 哲夫君</p> <p>下田 京子君 佐藤 昭夫君</p> <p>稻村 稔夫君 菅野 久光君</p> <p>近藤 忠孝君 諫山 博君</p> <p>中村 哲君 佐藤 三吾君</p> <p>大森 昭君 松前 達郎君</p> <p>穂山 篤君 神谷信之助君</p> <p>村沢 牧君 丸谷 金保君</p> <p>久保 亘君 矢田部 理君</p> <p>志吉 裕君 山中 郁子君</p> <p>吉岡 吉典君 本岡 昭次君</p> <p>野田 哲君 粕谷 照美君</p> <p>赤桐 操君 安永 英雄君</p> <p>立木 洋君 対馬 孝且君</p> <p>青木 新次君 安恒 良一君</p> <p>鈴木 和美君 小笠原貞子君</p> <p>上田耕一郎君</p>	<p>厚生政務次官 長野 祐也君</p> <p>運輸政務次官 久間 章生君</p> <p>郵政政務次官 白川 勝彦君</p>
<p>議長の報告事項</p>			
<p>文教委員</p> <p>辞任 竹山 裕君</p> <p>補欠 矢野俊比古君</p>	<p>大蔵委員</p> <p>辞任 矢野俊比古君</p> <p>補欠 竹山 裕君</p>	<p>記</p> <p>異動前の官職名 氏名 異動後の官職名 年月日</p> <p>中小企業庁小規模企業部長 佐藤 剛男 (退職) 昭三・三二</p> <p>同日議長は、内閣総理大臣から申出のあつた次の者を第百十一回国会政府委員に任命することを承認した。</p> <p>中小企業庁小規模企業部長 三上 義忠君</p> <p>同日内閣総理大臣から議長宛、中小企業庁小規模企業部長三上義忠君(同日議長承認)を第百十一回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。</p> <p>去る四日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。</p>	<p>去る二日内閣総理大臣から議長宛、左記のとおり異動があつたのでその政府委員としての資格を失つた旨の通知書を受領した。</p>
<p>内閣委員</p> <p>辞任 亀長 友義君</p> <p>補欠 田辺 哲夫君</p>	<p>辞任 青木 茂君</p> <p>補欠 木本平八郎君</p> <p>同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。</p> <p>土地問題等に関する特別委員</p> <p>辞任 稲村 稔夫君</p> <p>補欠 及川 一夫君</p> <p>昨八日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。</p>	<p>建設委員</p> <p>辞任 井上 裕君</p> <p>補欠 高橋 清孝君</p> <p>同日議長は、内閣法第四十二(国会法第四十二)条第二項但書の規定によるもの</p> <p>建設委員 井上 裕君</p> <p>補欠 高橋 清孝君</p> <p>同日議長は、内閣法第四十二(国会法第四十二)条第三項の規定によるもの</p>	<p>同日内閣から次の答弁書を受領した。</p> <p>参議院議員木本平八郎君提出(第百十回国会)今回の税制改革における利子課税制度に関する質問に対する答弁書</p> <p>一昨七日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。</p>
<p>同日委員長から次の議案が提出された。</p> <p>公文書館法案(内閣委員長提出)(参第一号)</p> <p>同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを外務委員会に付託した。</p>	<p>大蔵委員会</p> <p>理事 藤井 孝男君 (吉川博君の補欠)</p> <p>運輸委員会</p> <p>理事 松岡満壽男君 (吉村貞事君の補欠)</p> <p>同日委員長から次の議案が提出された。</p>	<p>農林水産委員</p> <p>辞任 本村 和喜君</p> <p>補欠 松垣徳太郎君</p> <p>同日議長は、内閣法第四十二(国会法第四十二)条第三項の規定によるもの</p> <p>農林水産委員 本村 和喜君</p> <p>補欠 松垣徳太郎君</p>	<p>地方行政委員</p> <p>辞任 田辺 哲夫君</p> <p>補欠 亀長 友義君</p> <p>法務委員</p> <p>辞任 下稻葉耕吉君</p> <p>補欠 吉川 博君</p> <p>大蔵委員</p> <p>辞任 吉川 博君</p> <p>補欠 下稻葉耕吉君</p> <p>宮島 滉君 竹山 裕君</p> <p>塩出 啓典君 鶴岡 洋君</p>

昭和六十二年十二月九日 参議院会議録第四号

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所
〒105
東京都港区虎ノ門二丁目一番四号
大蔵省印刷局
官報課
電話 三(五七)四〇〇
一定価一部
〇円部